

件名	亀山市保育所設置条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）により児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行います。</p> <p>2 改正内容</p> <p>改正後の児童福祉法の規定に合わせ、保育所の設置に係る規定中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改めます。 <第1条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成27年4月1日とします。</p>		

亀山市保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 11 号

亀山市保育所設置条例の一部を改正する条例

亀山市保育所設置条例（平成 17 年亀山市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。